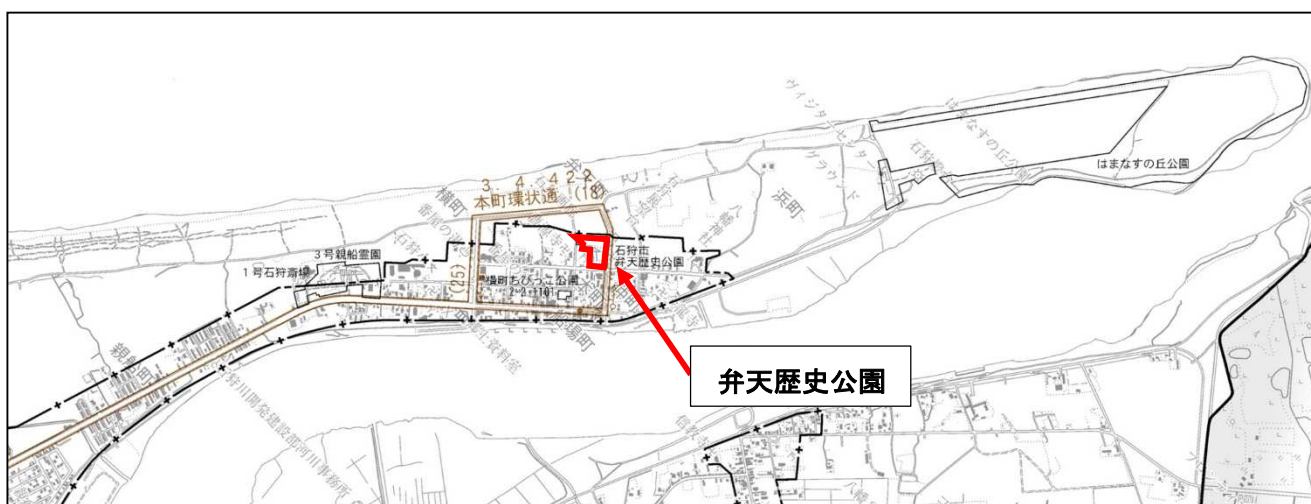


石狩市有料公園施設等管理規則の一部改正について

石狩市有料公園施設等管理規則では、弁天歴史公園にある楽山居等の開館時間及び休館日を定めており、「12月29日から翌年3月31日まで」を休館日と規定しています。

しかしながら、例年11月以降の寒冷期や融雪期の4月は、使用希望者がほとんどいないことから、施設使用の実態にあわせ、当該地域の観光施設である、はまなすの丘公園にあるビジターセンターの休館日と統一し、「11月4日から翌年4月28日まで」に改正するものです。



楽山居

